

大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会設置規約

令和6年4月1日制定

改正 令和7年9月17日決裁

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、大仙市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、大仙市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 分科会は、設置要綱第7条第1項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

(委員)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 大仙市長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者を代表する者として市長が指名する者

(会長)

第4条 分科会に会長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の案件について、次に掲げる場合は、会議の開催を省略することができる。
 - (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更又は路線の付替えや一部延伸があった場合であって、運賃額に変更がない場合。ただし、競合する路線がある場合及び路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。
 - (2) 毎年のイベント行事（大仙市バスの日）等の開催に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合
 - (5) その他分科会において、軽微な事案と認められた場合
- 3 会議は、書面により行うことができる。この場合において、書面による決議は、設置要綱第6条第1項の規定に準拠し行うものとする。
- 4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明

又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、大仙市企画部地域活動応援課において処理する。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年9月17日から施行する。